

第1章 川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会について

○委員会の設置

「区役所改革の基本方針」に基づき、「区における課題の解決を図るための市民が共に支え合う地域づくりのしくみに関して調査審議」する。

○構成

市民同士がお互いに支え合い参加と協働による地域課題の解決が図られる地域づくりのために必要な、地域での「顔の見える関係づくり」や地域コミュニティ形成といった、「区役所改革の基本方針」における地域づくりに向けた取組と区民会議との関係を含めて検討していくことから、5人以内の学識経験者と市民で構成する。

学識経験者 伊藤 正次氏 首都大学東京大学院社会科学部研究科教授
 中村美安子氏 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科准教授
 ◎名和田は彦氏 法政大学法学部教授
 公募市民 岡倉 進氏 (麻生区在住)
 佐藤 利枝氏 (宮前区在住) (50音順・◎は会長)

第2章 現状と課題について

○区民会議について

- 自治基本条例及び川崎市区民会議条例に基づき平成18年4月から実施され各区に設置
- 調査審議に基づいた実践活動により一定の成果を挙げてきた。
- 平成25年度の第4期自治推進委員会からの提言を受け区民会議のあり方の検討を開始
- 平成28年3月に「区役所改革の基本方針」が策定され、新たな区民会議のあり方について、より多くの当事者意識を持てるよう、身近で小さな単位での実施など、地域づくりに向けた取組との関係を含めて検討するとされている。

(参考)第5期区民会議 区別の委員構成

	委員の内訳													
	公募委員数	区長推薦	推薦団体											
		まちづくり推進組織	安全・安心まちづくり推進協議会	保護司会	PTA協議会	文化協会	社会福祉協議会	町内会連合会	商店街連合会	自主防災組織連絡協議会	民生委員児童委員協議会	子育てネットワーク	地域教育会議	その他団体
川崎区	4人	4人	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
幸区	4人	2人			○	○	○	○	○	○	○			○
中原区	4人	3人	○			○	○	○	○	○	○			○
高津区	5人	—	○	○			○	○	○		○	○	○	○
宮前区	2人	4人	○				○	○	○	○	○	○	○	○
多摩区	4人	1人	○				○	○	○	○			○	○
麻生区	5人	8人					○	○	○				○	○

○まちづくり推進組織について

- 「区づくり白書」の理念に基づき、「区民懇話会」を発展的に解消する形で平成12年度までに各区に設置
- 平成29年3月現在、発展的解消を行った幸区及び麻生区については存在しない。
- 区によって事情が異なり全てではないが、中間支援組織としての位置付けを意識している区が多くなっているのが現状(幸区及び麻生区を除く)

○地域包括ケアシステムとの関連について

- 保健、医療及び福祉の取組を中心としつつ、地域の課題を解決して暮らしやすい地域社会を目指す取組であることから、共に支え合う地域づくりを検討するにあたり密接に関連すると考えられる。

第3章 川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会による調査審議

○参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみづくりの検討について

次の論点により区における市民自治の充実に向けて幅広く検討

区民会議・まちづくり推進組織

- 地域レベルで何か具体的なイメージをする場合に区民会議の制度とずれが生じている。
- 区毎に異なる活動をしているまちづくり推進組織は、市民に分かりやすいようにある程度整理する必要がある。

二層制・小さな単位

- 地域包括ケアシステムの地区割りの活用等により、自分事になりやすい小さな単位でのしくみづくりを検討する必要がある。

無作為抽出

- 無作為抽出の手法を用いることは、潜在的に意識がある区民や、関心はあるものの参加の手法が分からない区民の参加の後押しとなる。

中間支援機能

- 区民が主体となった活動を行う際には、資金面を始めとして様々なサポートが必要であり、その役割を期待される中間支援機能のしくみづくりが必要

第4章 共に支え合う地域づくり及び区における市民自治の充実に向けた提言

区民会議及びまちづくり推進組織については、これまでの取組を踏まえて、既存のしくみの見直しにとどまらず「参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみ(以下「新たなしくみ」と言います。)」の検討を前提に、そのあり方について次のとおり提言します。

1 参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみ

区民会議の目的である「参加と協働による地域の課題解決」については、今後、必ずしも既存の区民会議の枠組みを前提とせず、これまでの区民会議の成果とこの提言を踏まえて、「新たなしくみ」を検討することが必要と考えます。

2 まちづくり推進組織と中間支援機能

まちづくり推進組織については、「新たなしくみ」について検討していくなかで、区における中間支援機能の整備の検討と合わせてそのあり方についても検討を進めていく必要があると考えます。

3 その他関連する制度等との関係

新たなしくみの検討にあたっては、市民自治のあり方全体としての視点を持ちながら、既存の市民活動支援施策やコミュニティ施策等との役割分担や連携のあり方の整理が不可欠と考えられます。